

放送法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方

放送法施行規則の一部を改正する省令案等について、平成26年12月27日から平成27年1月29日までの間、意見の募集を実施。その結果、1者から意見の提出があったところ、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、以下のとおり。

意 見	総務省の考え方
<p>有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案</p> <p>第10条</p> <p>ただし、108メガヘルツを超え170メガヘルツ未満又は222メガヘルツを超え470メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であって、総務大臣が次の周波数以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⇒ 削除部分を残す</p> <p>現在のケーブルテレビ局の運用状況に合わせるため</p> <p>第14条</p> <p>ただし、108メガヘルツを超え170メガヘルツ未満又は222メガヘルツを超え470メガヘルツ未満の周波数を使用する場合であって、総務大臣が次の周波数に七分の一メガヘルツを加えたもの以外の周波数を使用することが適当と認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⇒ 削除部分を残す</p> <p>現在のケーブルテレビ局の運用状況に合わせるため</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ハートネットワーク】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>